

平成30年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成30年 1月23日（火）

午後 1時31分～午後 2時57分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課、指導課】

- （1）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 報告

【子ども総務課】

- （1）夏季における子どもの遊び場事業の中止について

- （2）千代田区立九段小学校及び同幼稚園の位置変更（期間の延長）

【子育て推進課】

- （1）認可保育所の整備・運営事業者募集の概要

【指導課】

- （1）区立学校教育職員 在校時間実態調査の実施

- （2）いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成29年12月）

【九段中等教育学校】

- （1）平成30年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

【文化振興課】

- （1）図書館システムリプレイスに伴う図書館の休館

第 3 その他

【子ども総務課】

- （1）教育委員会行事予定表

- （2）広報千代田（2月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理人	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地

出席職員（10名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	大井 良彦

子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（０名）

欠席職員（１名）

児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
---------------	-------

書記（２名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	松村 秀一

坂田教育長	定刻を若干過ぎました。申しわけございません。これから教育委員会定例会を開催いたします。 きょうは、開催に先立ち、傍聴者の申請はございません。今のところ傍聴なしということでございます。 あと、児童・家庭支援センター所長は、別件、公務がございまして、本日は欠席でございます。 今回の署名委員は、長崎委員によりしくお願い申し上げます。 それでは、早速でございますが、きょうは後ほど施設見学も入っておりますので、始めたいと思います。
-------	---

◎日程第１ 議案

子ども総務課、指導課

（１）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

坂田教育長	議案第１号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、指導課長より説明をよろしく申し上げます。
指導課長	10月24日の教育委員会第18回定例会で、平成29年特別区人事委員会勧告の概要についてご報告いたしました。その内容に基づき、労使での協議を重ね、11月22日に妥結いたしましたので、勧告内容のとおり、条例の改正を行うものでございます。 今回の改正の内容につきましては、扶養手当の見直しについてでございます。改正の概要につきましては、少子化に伴い、世の中の情勢に合わせて、子に係る手当を充実する必要性が認められることから、現行の配偶者に対し

	て1万3,700円から、平成31年度には6,000円に引き下げます。
	ただし、平成30年度は経過措置があります。また、子に対しては6,000円から9,000円に引き上げ、配偶者を欠く一子に対しては、1万3,700円から9,000円に引き下げるといふものでございます。
	なお、次年度の平成30年度につきましては、別紙表のとおり、段階的に経過措置を設けて、平成31年度より完全実施とするものでございます。
	以降につきましては、関連条例の新旧対照表等でございます。
	私からの説明は以上です。ご議決よろしくをお願いいたします。
坂田教育長	はい。これは次の区議会定例会で条例提案するということですね。
	何かご質問、ご意見、わからない点がありましたら。
中川委員	まずは、後から資料をいただいたのですが、私たちが前にいただいているものは、これは破棄してしまったほうがいいということですね。
坂田教育長	事前送付した資料と違うということですか。
指導課長	内容は変わっていないですけど、ちょっと、表記のところで「欠配」というところがあったので、改めさせていただきました。
金丸委員	配偶者がいないというものを、「欠配」と書いてあったので、それを、配偶者を欠くと改めたということですね。
	それ以外に何かありますか。
指導課長	いえ、特にないです。その部分だけを修正しています。
坂田教育長	文字の修正が一部ということですね。
	どうぞ。まだ質問の途中でした。
中川委員	その「欠配」という文言を改めたようですが、これが減るということはどうしてだろうということが、わからなかったのですけど。
坂田教育長	はい。子どもの充実を図ると言いながら減るのはなぜだと。
中川委員	引き上げ改定となっていますからね。
坂田教育長	そうそう、そこが、端的に言っただけだと。子に係る手当を充実する必要性を認めるため引き下げるのは、どういうことかと。
指導課長	見かけ上は下がっておりますが、最終的に一般の子と同じような金額9,000円にするために、ただ、これまでもかなり高額な扶養手当が出ておりましたので、段階的に下げていって、最終的には配偶者よりも、9,000円という形で、3,000円高いものになっていくということだと思います。
坂田教育長	これ、充実したの。よくわからないな。配偶者は下げた。扶養手当、子どもは上げた。何とも、そういう理由。何かよくわからない。
子ども部長	共働きの夫婦で子どもがいる場合だったらこれでよろしいですよ。けど、専業主婦とか、あるいは所得が低い奥さんと子どもの場合は、逆に配偶者がどんと下げられて、子どもはプラスマイナスでマイナスになってしまうからきつくなりますよね。だから、一応子どもは上げるという形だったのですが、奥さんの所得が低い場合または専業主婦の場合にはかえってきつくなるかもしれない。
坂田教育長	何か充実させたようには見えないな。勧告がこうだと。

指 導 課 長	ちょっと、どうだろう。これは第1回定例会に出すわけだね。 もう一つの理由としましては、今後はこういった子ども、または環境に関係なくやっていこうという流れがありまして、最終的には同じ一律9,000円にするという方向性があるようでございます。
坂田教育長	扶養手当については一律9,000円。国の制度と大卒において均衡を図ることが適当であると。
中 川 委 員	全員1万3,000円になるということですか、どんな条件でも。
坂田教育長	9,000円になっていくということです。
中 川 委 員	ああ、9,000円になってしまうと。
坂田教育長	この場合の国の制度というものは何を言っているのかな。国の勧告はこうでしたと。まあ、国の勧告がそうなっているの。 どうぞ。
指 導 課 長	今後は、男性が働く、女性が家庭ということではなくて、男女ともにどちらも働くという時代の流れの中で考えていますので、こういった区分けは今後なくしていこうということであると思います。
坂田教育長	はい。ご質問はございますか。
金 丸 委 員	私の質問は、事実上は同じですけれども、基本的には子どもの6,000円と9,000円と足せば確かに上がっているけれども、その子が実際に生活している家庭での子どもに対しての対応として考えた場合には、明らかに下がるだろうと。これは上がることは多分子どもが3人以上になってからなのかなという感じがするのですが、それ自身もある意味で女性に対して子どもを産めという一種の強制になっていないかという心配がある。 他方で、この手続そのものでちょっと教えていただきたいのですが、もちろん収入が減るわけですから、多分労働組合との交渉が必要だと思いますけれども、これは区の職員組合との交渉をすることなのでしょうか。
子ども総務課長	私のほうから。ただいまの金丸委員のご質問の組合との交渉の部分については、23区統一で、23区長会と、それと23区の組合とが交渉を行うという、そういう形をとっております。この手当の見直し内容につきましては、昨年の11月の第4回定例会前の給与改定交渉のときに、給料本体の引き上げとボーナスの引き上げ、いわゆる勤勉手当の引き上げ、そしてこの扶養手当の見直しといった、これをセットで区長会が提案して、23区統一の組合のほうもこの内容で妥結をしたという経過でございます。 私のほうのご説明は以上でございます。
坂田教育長	はい。金丸委員。
金 丸 委 員	ということは、給与の改定とこれを合わせると、結果としては、それぞれの子どものいる家庭の収入として落ちていないと、こういう前提だというふうに理解すればよろしいですか。
坂田教育長	どうぞ。
子ども総務課長	そうですね。いわゆる家計の給与水準といえますか、これは給料本体の部

分の引き上げと、あるいはボーナスの引き上げといったものもございまして、ここで今般扶養手当の見直しと申しますと、これはどうしても配偶者あるいは子のいる世帯といったことで、個別にこういった条件があった場合にこのような形になってくると。この扶養手当の見直しの背景にございますのは、先ほど指導課長が申し上げた、配偶者に係る専業主婦の方についての引き下げと申しますか、そういった流れが1つ国のほうからもございまして、そういったものも踏まえての制度設計といった形になっておりますので、最終的にこの形で制度設計の内容が、組合のほうもこれで妥結をしたといったものでございます。

金 丸 委 員

よろしいでしょうか。すみません。私の質問は、その子どもの置かれている家庭の収入という面で見たときに、この手当が引き下げられたとしても、給与の増額、もちろんボーナスも含めてですけど、そういうものがあるので、差し引きすれば収入が減っているわけではないという趣旨ですかということが質問のポイントなのですが。

坂田教育長
子ども総務課長

はい。

そうですね、これはなかなか難しいところでございますけれども、いわゆる給料本体の引き上げ、それとボーナスの引き上げ、これとあわせて見たときに、この引き上げ額と、総体の、トータルの年収ベースで勘案したときに、下がってはいないという、これはなかなか一概に下がっている、あるいは下がらないということが言い切れない部分もございます。そこはやはり個別の、どうしてもお子さんの人数ですとかそういった条件になってまいりまして、平均してこれがどうなのかといったところまでのデータは、今、手元にございませんで、ちょっと、その部分はなかなかお答えし切れないところですけども。

坂田教育長
金 丸 委 員

どうぞ。

すみません。私の質問の仕方が悪かったのだと思うのですが、平均を私は聞いているわけではなくて、一般的に考えたときに、やっぱり少子化が今進んでいることを考えると、子どもが1人だという状態の中でどうなのだというところが大きな問題なのだろうと思うのです。それについてはどうなのでしょうかと申すことが、私の聞きたい一番のポイントでございまして。

坂田教育長
子ども総務課長

なるほど。どうでしょう。

例えばお子さん1人の場合であれば、これは、先ほど申し上げました、給料本体あるいはボーナスの改定の部分で、そこで決して下がっているものではないというふうに認識をしております。

金 丸 委 員

1人で下がっていなければ、2人になれば手当がそれだけふえるわけですから、下がらないわけですね。先ほどの説明とちょっと矛盾するなと。要するに1人で下がらないならば、下がりませんというふうに言っていれば非常に私どもにとってみるとわかりやすい、こういうことなのですが。

坂田教育長
教育担当部長

ああ、なるほど。

ちょっと、いいですか、補足を。今般の給与改定、先ほど安田参事が説明

したように、給与の部分と手当の部分と分けての勧告という形になります。この給与の部分というものが、実はすごく複雑に昇給をしております。

と申しますのは、職層によって、全体の平均は幾らという形で出ていますが、例えば管理職以上の昇給の幅を少し厚くしたり、中間層をやや薄くしたりといった、そういった調整がなされております。したがって、どの職層に置かれた方のケースなのかといったことによっても、ちょっと違ってくると思います。手当に関しては、職層にかかわらず、このごらんいただいた資料の表のような形になっておりますので、その辺が複雑に絡み合うので、やや表現的には難しいと。

ですから、必ず上がるとか、必ず下がるとかって、そういうことではないという、そういう趣旨かと理解してございます。

金 丸 委 員

もう1点、質問です。質問の内容はちょっと変わって、要するに今言ったように、23区全体でやるとしたときに、23区でそういう合意をしたというときの改定というものは、一体どういう意味があるのだろうか。本来だったら23区の連合体で規則を決めればいいことで、もしこれで千代田区がこれに応じなかったら、一体どうなるんだというところをちょっと教えていただきたいのですが。

坂田教育長
子ども総務課長

はい。子ども総務課長。

理論的には、ただいま金丸委員のご質問のように、それぞれの各区で条例を定めておりますので、例えばある区が条例改正をしなければ、そこは23区統一で合意をしたその内容が反映できませんので。

実は、過去にも、非常にレアなケースですけれども、ある区が、財政の状況が非常に逼迫して、財政的に財源にゆとりがないような状況の区が、給与の引き上げを見送ったといったようなこともございました。そのときには23区の交渉では、人事委員会の勧告で引き上げの勧告が出て、組合とも引き上げで妥結をしたのですけれども、ある区はその引き上げの条例改正を行わなかったといったケースも、過去には非常にレアなケースですけれどもございました。

したがって、今ご質問のように、ある区がそれぞれに定めている条例に、この改正の内容を反映しなければ、それは当然効果が及びませんので。ただ、これはやはり制度的に、23区統一でやっている意義が損なわれてしまいますので、先ほど申し上げた非常にレアなケースが、過去の本当に特殊な状況のもとでの、実際そういったケースがあったということでございますので、ここもう何十年かは23区統一で、条例を改正して反映しているというものでございます。

金 丸 委 員

よろしいでしょうか。ということは、言葉がちょっと乱暴ですけれども、23区の統一の合意に基づいて、この教育委員会は縛られるというふうに理解しないといけないという、そういうことなのでしょうか。ということが第1点。

第2点は、これは幼稚園ですけれども、これが保育園だとした場合に、保

子ども総務課長

育園でこういうことが起きたときに、千代田区が応じなかったとすると、多分条件としてはよくなるので、保育士を確保しやすくなる可能性もあるのではないですか。そんなことも考えていいのかということも頭にありまして。今言った、教育委員会が23区の合意に縛られるのかどうかというところを、どう考えたらいいか教えてください。

この教育委員会でのご議決、ご議論は、これは、やはりこの教育委員会は、当然のことながら、千代田区のエデュケーション委員の皆様の合議体という、そういった形でございますので、したがって、この教育委員会でのそれぞれの委員の皆様のご判断なりそういったものについては、制度的にはこれを、例えば制約をするというものではございません。制度的に決してこれに従わなければいけないというものではございませんので、そこは改めて、この点については申し上げます。

先ほど私が、23区統一でこの給与制度等については交渉しているというふうに申し上げましたのは、これはやはり区長会と区の職員組合とのこれまでの歴史的な経緯も踏まえての、そういった人事給与制度について運用をしているというものでございますので、したがって、理論的には決してそこで決められたから教育委員会もその結論に従わなければいけないというものではございませんので、改めてそこは申し上げます。

子ども部長
坂田教育長

ちょっと、委員会をとめてもいいですか。

どうぞ。

(休 憩)

坂田教育長

それでは、再開します。

いずれにしても、そういった疑問も含めて、きっと議会でもいろいろ言われると思うのですが、本当に何を予定してこういう改正をしているのか、私もちょっとはつきりしないところがあるのですが。ちょっと、改正理由、勧告があったから、さあ、やりますだと、今のような疑問が出てくるわけで。これが、社会的な要請でこうなっているというところの理屈づけはきちっとしておいていただきたいと思います。

よろしいですか。ほかに。

金 丸 委 員

1点だけ。先ほども言いましたけども、女性に子どもを産むことを強制しているようなイメージが出やすいという面と、それから女性が働かなければいけないという強制が事実上働くところがあると思いますね。その辺が余り表に出ないような形で説明ができるといいなというふうに思っています。

坂田教育長

わかりました。というご指摘ですので、それを踏まえた説明の仕方というものをよくよく整理してください。

では、この点についてはよろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

それでは、今般これは議案として提案することになります。これは区長部局のほうにお願いすることになりますが、第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

	(賛成者挙手)
坂田教育長 子ども総務課長	はい。賛成、全員ですので、第1号議案は決定することにいたしました。 ただいまの議案第1号につきましては、今後、地教行法の規定に基づきまして、教育委員会に対して意見聴取がなされる予定でございますので、その際、教育委員会として異議のない旨の回答をすることにつきまして、ご承認をお願いいたします。
坂田教育長	ということでございますが、了承してよろしいでしょうか。
	(了 承)
坂田教育長	はい。ありがとうございます。 では、そのようにさせていただきます。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 夏季における子どもの遊び場事業の中止について
- (2) 千代田区立九段小学校及び同幼稚園の位置変更（期間の延長）

子育て推進課

- (1) 認可保育所の整備・運営事業者募集の概要

指導課

- (1) 区立学校教育職員 在校時間実態調査の実施
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成29年12月）

九段中等教育学校

- (1) 平成30年度 千代田区立九段中等教育学校 適性検査応募状況

文化振興課

- (1) 図書館システムリプレイスに伴う図書館の休館

坂田教育長	それでは、日程第2に入ります。報告です。
	子ども総務課より、夏季における子どもの遊び場事業の中止についてご説明ください。
子ども総務課長	それでは、夏季における子どもの遊び場事業の中止について、ご説明をさせていただきます。 まず、趣旨でございますけれども、やはり東京の夏の気温が非常に、ヒートアイランド現象等の影響によりまして、このところかなり高くなってきておりまして、夏場に子どもが外でボール遊び等をできるような環境を整えております子どもの遊び場事業につきまして、子どもの健康管理の観点から、一部見直しを図らせていただきたいというものでございます。 具体的見直し内容でございますけれども、8月の1カ月間、子どもの遊び場事業を中止して、プレーリーダーの配置を行わないものとさせていただくというものでございます。 それに伴いまして、現在区内7カ所の公園で、プレーリーダーが子どもたち相手にボール遊び等を行っている、そういった遊び場事業については、こ

ちらの参考1という表のほうにまとめてございますけれども、公園については、一般的な公園利用としては、これは当然ご利用いただけるわけですが、プレーリーダーが相手になって子どもとボール遊びをするといったようなそういった事業については、これは中止させていただくと。また、旧今川中、それと旧永田町小、廃校になった跡地で子どもの遊び場事業を実施しておりますところについては、これは立ち入りができなくなるというものでございます。

なお、ふじみこどもひろばにつきましては、こちらの実施の時間帯が午前9時から午後5時までというものでございますので、また、こちらにはプレーリーダーを配置しておりませんが、このふじみこどもひろばについてだけは、ここは8月もあけておいて、ここは子どもの遊び場として残させていたくということを考えているものでございます。

なお、ご参考までに、遊び場の事業における実施の利用者数をグラフにしたものをおつけしてございますが、やはり8月は、ほかの月に比べますと、ご利用の人数自体もかなり少なくなっているといった現状でございます。

それから、子どもの遊び場推進会議、これはこの子どもの遊び場事業について、さまざまなご意見等をいただいております会議体でございますが、こちらでのご意見といたしましては、やはり8月については熱中症の危険性が高くなっているということから、スポーツ協会の会長をやっていらっしゃる委員からも、8月に大会については中止にしていると。やはり昨今の暑さは、昔と比べても非常に高くなっているということ、そういったことから、行政として安全管理を考えた場合に、この8月の休止については賛成であるといったご意見をいただいているものでございます。

最後に、こちらにつきましては、現在の子どもの遊び場の配置図と実施の時間帯等について、ご参考までに一覧とさせていただいたものでございます。

本件につきまして、ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。報告が終わりました。子どもの遊び場事業、この公園や旧小学校の校庭の一部などを遊び場として開放する。その際にはプレーリーダー、これは学生さんですか。学生さんのプレーリーダーがいて一緒に遊んであげるとか、見守ってあげるとかということをしている。昨今8月はプレーリーダーがいて、その場で遊ぶということになると、リーダーがいるから遊びに来るというところもあるわけですね。相当暑い盛りで、熱中症にもかかりやすいということで、その時期はそういう開放をやめよう、遊び場事業として展開することはやめようという趣旨でございます。プレーリーダーがいれば来てしまうということのようです。

子ども総務課長

はい。

坂田教育長

何かご質問、ご意見がございましたら。長崎委員、8月もやったほうがいいでしょうか。

長崎委員

いえ、必要ないと思います。やっぱり旅行へ行ったり、家族で帰省したり

するお子さんも多いですね。そういうことを考えると、実績として8月の利用人数が少ないのであれば、プレーリーダーの熱中症対策も考え、8月はなしにするのはそれでいいのではないかと思います。

ただ、ふじみこどもひろばが、区の巡回の方が、定期巡回があると書いてありますけど、ここは本当に壁で囲まれていて、人の目が余りないところですよ。公園だったらほかの通行人がちょっと通り抜けるとかするがあるかと思いますが、ああいう、ちょっと囲まれていて、全く関係ない人が立ち入らないような場所だけ残してやっていて、子どもにもし緊急な事態があったときに、周りの大人にうまく知らせられるのかなと、その心配がちょっとだけあります。

中 川 委 員 プレーリーダーの対処はいいとして、場所としては、これはあいているのですか。

子ども総務課長 ふじみこどもひろばでしょうか……

中 川 委 員 ではなくて、この公園や学校などは……

坂田教育長 まず、公園は当たり前ですがあいていますね。で、小学校の旧永田小とか旧今川中だとかというのは、プレーリーダーがいない遊び場として使用させないということで、入れないということですか。

子ども総務課長 そうということです。旧永田町小、旧今川中は、プレーリーダーがいるときだけあいているわけです。

中 川 委 員 それ以外は、だから、和泉公園とかはあいてはいるわけですよ、場所としては。

坂田教育長 一般利用で。そういうことでございます。

中 川 委 員 わかりました。

坂田教育長 よろしいですか。

中 川 委 員 はい。

坂田教育長 金丸先生。

金 丸 委 員 どこの観点から見るかということをお教えいただきたいのですが、気温が高いからということが重要ポイントであるとする、8月だけではなくて、例えば9月の半ばぐらいまではかなり高いですね。そうすると、そういうところで平均気温がこのくらい以上はやめるべきだという形でやめていくとなると、実は8月いっぱいということにならないのではないかと。

ただ、長崎委員がおっしゃるように、8月というのは結構旅行に行くなどして、地元にはいない子どもたちも多いので、そういう意味で、効率の問題も含めて考えたから8月だけなのか、その辺がどうだろうということ。

もう一つ、話は別ですけど、今のふじみこどもひろばの場合に、9時から10時と4時15分から5時15分は、シルバー人材センターの方が来ているよとこういうけれども、一番気温が上がる昼間の時間は誰もいないという状態で、子どもたちだけで自由にやらせるということになるのかなという疑問がちょっとあります。

坂田教育長 どうぞ。

子ども総務課長	ただいまの金丸委員のご質問の、まず気温だけに着目した場合には、確かに8月以外でも熱中症のリスクの、気温の高い日が、7月ですとか9月にも想定し得るということでございますので、そこは、確かに気温だけということではなくて、8月は利用実績も非常に少なくなっているといった点も踏まえて、ひとつこのような形を想定させていただいているというものでございます。 それと、もう1点は、ふじみこどもひろばで、昼間の一番気温が高くなる時間帯に誰もいなくなってしまうという点については、これはやはり改めて熱中症についての注意喚起といいますか、そういったことの周知をまた図らせていただきまして、対応をさせていただきたいというふうに考えているものでございます。
金 丸 委 員	私が質問した、さらに裏を言いますと、別に責任逃れをするわけではないけれども、8月はやめたと、やめていないところは、では、教育委員会の責任なのかと。あけているところは教育委員会の責任なのかという問題も裏側でつながってくると思いますね。公園だから、子どもは自由に入ってもしょうがないかと我々は思うかもしれないけど、それまで、子どもたちが遊ぶときにトラブルがないように、プレーリーダーを配置して、確保していて、その人を抜いていて、あとはきみたちの勝手だよと、何かあっても自己責任だよというふうにうまくいくのかという心配もちょっと裏側にあります。
坂田教育長	うまくいくのか。まあ、確かにそうですね。その責任の問題は……
子ども総務課長	これ、確かになかなか難しいのは、この遊び場のチラシにも書いてございますけれども、もともと遊び場の利用については自己責任で、皆さんけがをしないように気をつけて遊びましょうということをやっております。ただ、現実には、やはり今プレーリーダーを配置している遊び場では、プレーリーダーが見守りもしながら、子どもたちの安全管理にも配慮して対応しているという現状がございまして。とはいえ、やはりそれは何か事故等があった場合には、その責任はプレーリーダーということではなくて、この遊び場事業を実施している、実施主体である区のほうの責任というものも当然ございますので。したがって、なかなかその辺の線引きといいますか、難しい部分もご指摘のようにあるというふうに思っているところでございます。
坂田教育長	そうか、事業でなければ、当たり前自己責任だったり、公園管理者の瑕疵だったりという話になりますね。
中 川 委 員	つくったときに、それを初めにきちんと決めましたよね。自己責任だと。 あと1つ。初めて知ったのですが、例えばふじみひろばですけど、午前9時から10時と、それから4時15分から5時15分と、1時間ずつというのは、何のために人を配置しているのでしょうか。開けたり、閉めたりですか。
子ども総務課長	そうですね。鍵の開け閉めで、人の手が要るものですから。
坂田教育長	なるほど。 ちょっと、これは報告事項で、決を採る話ではないのですが、その責任の問題もしかりですけども……

長 崎 委 員	このプレーリーダーがいないと、ボール遊びは公園でできなくなってしまうので、8月はなしにしても、やっぱり引き続きボール遊びができる、そういう時間というか、場所は、日曜日だけですよね。東郷公園が日曜日ですけど、やっぱりそういうもので残してはもらいたいなと思います。
坂田教育長	8月以外では通常どおりということでございますね。8月についてもちょっと様子を見ながら。ソフトランディングですのような形にしないと、また混乱が起きると思いますので、そこはちょっと。
指 導 課 長	補足させてください。これは全国的に中学校などの部活動とか、体育館などでも、8月というものは非常に危険な時期ですね。例えばプレーリーダーがいても、環境的な状況の中で、昔とはかなり地球温暖化で温度が高くなっていますし、あと、光化学スモッグが発生しまして、今は35度以上になると、部活動は中止するという光化学スモッグ注意報及び熱中症対策という形で、強制的に中止するようなところがふえていますので。そういった意味でも、8月という形で限定しながら、9月になってもやはり光化学スモッグが出たり、熱中症の状態だったりしたときには、何らかの形で制限をかけていくということで、とりあえず8月はこのような形で制限をかけたほうがいいのかと。幾ら注意していてもこういう環境の流れの中で、昔とは違って、かなり高温化しておりますので、そのような策からこれは必要なことではないかなと、教育的な見地からも感じます。
坂田教育長	はい。ありがとうございました。
金 丸 委 員	私も同じように思っていて、だから、逆に言うと、8月中止に反対しているわけではなくて、それはいいと。ただ、7月でも9月でも、例えば35度以上になったときは中止にするというような形で、段取りを決めておいたほうが実はよろしいのではないかというふうに思っています。
坂田教育長	そこは現在の運用の際に、特段そういう基準などはないのですか。
子ども総務課長	現在は、先ほど申し上げましたように、現場のプレーリーダーが、現場が非常に高温になった状況ですとか、そういったものを踏まえて、現場で、例えばちょっと運動を控えてもらうとか、あるいは今、救急箱に冷えピタ等も用意していますので、そういったものを提供するとか、そういったような対応をしているというのが現状でして、現場での事業としてそれを中止しますという形まではまだ至っていないという状況でございます。
坂田教育長	はい。わかりました。
	どうぞ。
中 川 委 員	そういうことになりますと、やっぱりプレーリーダーの判断力というものがとっても大事になってきて、その辺の教育はきちんとなされているのでしょうか。
子ども総務課長	今、中川委員がご指摘のように、今後、8月の中止にあわせて、ほかの月でのそういった熱中症リスクの対応につきましては、改めて現場のプレーリーダーのほうに、こういった対応を徹底していただくかということ、改めてそこは整理して、しっかりとそこは運用をしていけるような、そういう整

	理をさせていただきたいというふうに考えています。
中 川 委 員	全然違うことを言って申し訳ないのですが、オリンピックは大丈夫でしょうか。8月にマラソンをやるのは、余計な話ですが。
金 丸 委 員	マラソンのところはミストで。
中 川 委 員	ミストをやられていますけどね。でも、コース全体をずっとやるのでしょうかね。
坂田教育長	時間帯もあるでしょうし、いろいろと。
子ども部長	場合によって、今後、温度で35度を超えたら、やめるみたいなものは、将来的な課題としてはありますね。今は8月はやめたけど、7月、9月においても、温度で、その場によってとめるというようなことも当然ありかなと。
坂田教育長	それはそうですね。その運用、要するに全くもってリーダーの資質に任せるということでなしに、1つは基準をつくっておくというようなこと。あとは、立地の条件によってもまた違うでしょうけどね。そこは個別の判断もあり得るよというようなところで、ちょっと一回整理をしてください。いずれにしても8月だけの問題ではないと思うので。よろしくお願いします。
	では、よろしいですか。
	(な し)
坂田教育長	引き続き、次は、九段小学校及び幼稚園の位置変更の期間延長について報告願います。
子ども総務課長	それでは、教育委員会告示第16号の一部改正につきまして、お手元の資料のほうで、新旧の対照のほうを記載してございますが、九段小学校と幼稚園の仮移転先の、こちらの期間が平成30年3月31日までというふうになっておりましたところ、こちらの仮移転先での期間が延びる見込みということで、改めてこちらにつきまして、仮移転先の期間を平成30年8月31日までという形で改正をさせていただきまして、告示をさせていただくというものでございます。
	ご説明は以上でございます。
坂田教育長	はい。工事が長引いているということでよろしいですかね。
子ども総務課長	そうです。
坂田教育長	そうしますと、8月31日までかかると。ということでございますので、これは改めて訂正をし、告示をするということです。よろしいですか。
	(了 承)
坂田教育長	では、続きまして、子育て推進課から認可保育所の整備・運営事業者募集の概要について説明願います。
子育て推進課長	それでは、認可保育所の整備・運営事業者募集の概要について、資料に基づきましてご報告申し上げます。
	平成29年度、区有地の旧和泉橋出張所跡地、地藏橋西児童遊園を活用して2カ所、民間の事業者が場所ごと提案してまいりました2カ所、現在4カ所を成案化してございます。ただ、この間、0歳から5歳、就学前の人口が伸びていることから、改めましてこの4カ所に加えて、さらに2カ所の民間の

方が場所ごと提案する募集を行うということで、今回ご報告申し上げます。

公募の趣旨については、今申し上げました就学前の人口の増加に伴う待機児童対策でございます。

②としまして、平成31年度までの緊急対策、現在成案化した事案と同様に、提案する設置運営事業者に対する区の補助率を、施設整備費については16分の15、家賃相当についても10分の9等の緊急対策の補助を適用してまいります。

大きな2番、公募事業者の要件。後ほど4番でご説明を改めて申し上げますけれども、開設時期、平成31年4月1日ということで、現在公募の準備を進めております関係上、公募の事業者の要件は、平成31年1月1日現在で、これまで29年度の募集は1都3県の東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県範囲とした事業者からの提案でしたけれども、今回さらに関東及び静岡県、山梨県まで範囲を広げた上で、認可保育所、認定こども園、さらに東京都独自の制度でございます認証保育所まで広げた上で、3年以上の運営実績、こちらは変わりませんが、こうした要件で提案を求めていると考えてございます。

経済基盤の①、②、③の債務超過になっていないことなど、こちらはこれまでの公募の際と変更はございません。

大きな3番、公募地域・公募施設数でございます。募集地域につきましては、麴町地域、神田地域という区分は設けますけれども、千代田区内全域、ただし、居住世帯の極端に少ない地域、丸の内から北の丸公園まで列挙してございますけれども、この地域については除外をいたします。

②、重点地域、麴町地域、神田地域ということで、大きく分けますけれども、その中でさらに、ここに認可保育園を整備していただきたいという重点地域、麴町地域については、記載のとおり、平河町一・二丁目から六番町までの麴町出張所管内と、九段南二丁目から四丁目の靖国通り南側になります。神田地域につきましては、重点地域に記載してございます鍛冶町一・二丁目から神田相生町まで、和泉橋出張所管内の地域でございます。こちらを重点地域として、提案事業者の誘因策として、重点地域の括弧に記載してございますように、審査点数を1.2倍とするということで、この重点地域に設置を図っていきたいと考えております。

この重点地域の考え方でございますけれども、現在特に0歳から5歳の子どもの人数が大きく伸びている地域及び共同住宅、マンション等が建っていく予定の多い地域を重点地域として今回考えてございます。

4番、公募施設の内容としては、これまで80名程度ということで募集してきましたけれども、定員については50名以上と提案しやすいような記載の内容にして、開設時期平成31年4月1日で公募の準備を進めております。

現在、本日の教育委員会に報告した上、区議会等への報告を経まして、スケジュールとしては、今月中に公募を開始して、事業者の選定については4月末までに選定をしたいということで、今準備を進めております。

坂田教育長

報告につきましては以上でございます。

はい。ありがとうございました。

金丸委員

保育所整備、事業者募集、相当広げたということですが、どうでしょう。

実績条件というのが、詳しく知らないから教えていただきたいのですが、東京都認証保育所を運営しているところと、こういうふうになっていますけれども、東京都以外に同じような形でやっているところはないのですか。対象というものは、ここに書いてある神奈川県から山梨県までの対象地区のところと、同様の制度があつて、ただし同様の制度でも東京都認定保育所と書いてあれば、そういうところにはねられてしまうかと思いますが。そういうものがあれば、それを僕は入れたほうがいいのではないかなと思うのですが。あるか、ないかが、まず第一の問題だとは思いますが。

子育て推進課長

認証保育所は、東京都独自の制度になります。今の２点目、金丸委員の提案事業者を幅広く公募していくのであれば、他県等の同様の仕組みをふやしたほうが良いという提案、趣旨は理解した上で、今回これまで認可保育園の実績だったところを、東京都独自の制度まで広げましたので、そういう意味では、他県については、単独の制度が仮にあったとしても、今回は認可保育園、認定こども園、プラス千代田区は東京都の中でございまして、認証保育所は10カ所ございますので、その意味から、今回は東京都独自の認証保育所まで広げたということでございます。

坂田教育長

はい。よろしいですか。

ほかにご質問はございますか。特にいいですか。

(なし)

坂田教育長

わかりました。それでは、そういうことで、ご報告をいただきました。

では、引き続き次の報告事項に参ります。

区立学校教職員在校時間実態調査の実施について、指導課長から説明をお願いします。

指導課長

在校時間実態調査の実施について、ご報告申し上げます。

国や都でも社会問題となっております教育職員の多忙感の解消、または負担を軽減するための１つの方策としまして、今回まずは千代田区のエducation職員の在校時間を把握して、その課題等を探るための調査を実施したいと考えております。

調査方法につきましては、このような、各学校にタイムレコーダーと、それから各教員がカードを用意しまして、出勤簿押印場所付近に設置をして、出退勤時の押印と同時にタイムカードを打刻するというような方式をとりたいと思っております。

実施期間につきましては、まずは試行期間としまして、本年３月１日から末日までの１カ月間行います。

対象は、試行期間におきましては、小・中・中等教育学校全教員を対象に実施したいと思っております。

この間で、さまざまな情報から改善点等を修正しまして、本格実施を、次

年度4月1日から1年間実施したいと思っております。この状況の流れの中で、幼稚園教員につきましても、この試行期間中に調査方法等を再検討して、また別途調査をしたいと考えております。

なお、この服務上の取扱いではございますが、これは正式な服務上の取り扱いとしてではなく、あくまで押印が正式な取り扱いでございます。この在校時間を、それぞれの時間を調べるという暫定的なものでございます。

出勤は従来どおり押印が必要となっております。

今後この調査結果についても、教育委員会及び議会等にも報告、今後の対応なども検討させていただきたいと思っております。

報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

金丸委員。

金丸委員

これ自身はもちろん必要なことだと思っているのですが、これで在校時間は把握できますけれども、問題点が把握できるのだろうかということを考えると、教職員に対して無記名で、今の在校時間を短くするために必要だと思う内容をアンケートでとるか何かしたほうが、意味があるのではないだろうかというふうに私は思っているのですが。

坂田教育長

いかがでしょうか。

指導課長

ご指摘ありがとうございます。そういったことも、今後さまざまな学校の実態を踏まえた上で、順次、1年の途中でも分析結果などを反映させていきたいと思っております。

坂田教育長

どうぞ、中川委員。

中川委員

出勤退出時がわかって、そしてある程度早く帰ることを推奨することがこれの目的ではないかと思います。その前提としては、仕事の内容をもっと精査しないと、先生たちは仕事が残っているのに帰るということはすごく大変なことだし、その辺の負担感というのか、今、金丸委員がおっしゃったことと重なってきますが、タイムカードである程度出した後、そこで、あと何が残ってしまったとか、何が問題だったかということを先に詳しく調べておかないと、来年からの改善点にはならないのではないかなというふうに思うのですが。

指導課長

そういったこともあわせて、並行して実際に対応してまいりたいと考えております。

教育担当部長

補足をさせていただきます。

坂田教育長

お願いします。

教育担当部長

今回実態を調査するというものは、これはもう、当然教員の長時間労働とか負担感というようなことが課題になっている中で、実際本当にどれぐらいそういった実績があるのかということ把握するということにまず意義がございます。その上で、例えば特定の曜日であったり、あるいは特定の時期であったり、そういったところに例えば長時間労働の傾向があるのかというこ

とになりますと、先ほど金丸委員からもあるいは中川委員からもございました、勤務実態の精査ということを補強する資料になることは、これは間違いないのではないかと、このように考えます。

当然そういった実態の全容の把握とともに、こういった仕事の内容が、あるいはこういった行事に時間がかかって、仕事の内容で時間がかかって、どこを改めればということは、恐らくその現状の把握、あるいはアンケート調査等々の中からあぶり出されてきて、その後その改善点といった形で修正が加えられていくような流れになっていくのかなと。

したがって、その入り口として、まずはバックボーンとして必要な今回実態把握なのではないかと、このように認識してございます。

中 川 委 員 わかりました。では、ちょっとつけ加えます。後で申し上げようと思ったのですが、やっぱり先生方の負担の1つというものは、保護者対応ということがすごく多くて、夜になってから電話がかかってくるなどすると。例えば7時ぐらいに電話をとったとして、それが深夜にまでなってしまうとか、そういうような保護者や何かの対応もあります。

もしそういう実態調査をするのでしたら、前から決定していたかと思いますが、留守番電話を設置ということはいつからになりますか。

指 導 課 長 この10月ごろから、実際に麴町中学校に留守番電話を設置して、先行実施しております。次年度から、この効果が出れば、全ての学校や園に留守番電話を設置するという方向で、検討している状況でございます。

中 川 委 員 わかりました。ただ、学校によって時間が違ってくなどすると、はっきりしたことが出てこない。それから、学校のほうは、あっちの学校は6時から切れて、こっちは7時からだとかという、そういう差があるととてもやりにくいという話をちょっと聞いたのですが。

だから、区のほうできちんとその辺、学校の先生方に、何でこんなふうになるのかということ、保護者とか周りの人の理解を得るように、区でこういうふうにしますというのを、線引きをきちんとしてあげたほうがいいと思いますね。

坂 田 教 育 長 教育担当部長。

教育担当部長 その点に関しましては、最終的な形として、恐らく何らかの統一的な取り組みの時間帯も含めての方向性というものは示す必要があるのではないかなと思います。

その過程の中で、やはり学校の置かれた状況とか地域性とか、そういったものもございますので、恐らく初めは大体どのくらいに設定しようといったあたりを学校とよく協議をして、一定の試行期間のような運用もまぜながら、最終到着地としてはある程度のものを、統一した方向性というものがあろうかと思います。そのあたりはちょっと、学校の実態をよく調査して、あるいは相談して、順次決めてまいりたいと思っております。

中 川 委 員 はい。

坂 田 教 育 長 よろしいですか。

ほかに。

金 丸 委 員 多分私の杞憂だと思うのですが、このタイムレコーダーを使うことによって、無理してでも早く帰ろうという圧力がかった場合に、仕事の持ち帰りというものが生じるおそれがある。これが生じてしまうと、実は個人情報の漏えいにつながりやすいですので、そういうことがないように、対処をよろしくをお願いします。

坂田教育長 はい。どうぞ。

指 導 課 長 管理職にも、くれぐれもこれが業績評価へ、そういったもろもろのことに用いないと。暫定的な調査、実態調査であるということで、ありのままの現状を知りたいということで、しっかり周知徹底してまいります。

中 川 委 員 公的な書類は持ち出し禁止になっているわけだから、その辺も多分どういうふうになっているかということが見えてきますよね。

坂田教育長 そうですね。

では、一応試行的に在校時間、でも、単純に確かにそれだけをやるだけでは、中身が分析できない。導入のところで、確かに補助的効果があるにしても、いずれにしてもそれが並行して先生方の心の内というか、本当のところは何なのだろうかというアンケート調査も含めて、並行してやらないと意味がないだろうということでございます。

指 導 課 長 少し補足させてください。現在、全都的な問題になっておりますので、今、特別区の中でさまざまな調査を、実際に学校の先生方の働き方改革の調査をしております。例えば学校のノー残業デーの設定をしている区はどれだけあるとか、それから区独自の事務補助員の配置をしているかどうか、校務支援システムの導入をしているかどうか、学校電話に留守番電話機能を追加しているかどうか、それから学校施設開放事業の外部委託をどれほどしているのか、それから引率ができる部活動指導員の導入をしているかどうか、人事処務事務システム等、出退勤の電子処理を導入しているかどうかなどなど、さまざまな観点から、今全国で取り上げられているような対応策について、それぞれの実態調査を行っているところでございますので、またその調査内容がまとまり次第、委員の皆様にも情報提供させていただきたいと思っております。

坂田教育長 よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長 では、引き続き、いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等について、お願いいたします。

指 導 課 長 それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の12月状況についてご報告いたします。

今月のいじめ状況については、先月、中学校で1件、区内転出をし、いじめについては解消したという状況でございます。今年度の累計は21件、現在のいじめ件数は、小学校12件、中学校4件の合計16件となっております。累計は21件でございますが、昨年度に比べて、昨年度はこの時点、12月の時点

で15件でございました。ですので、6件、ちょっと増加しているというところで、この理由としましては、やはり年々軽微なものも、いじめを察知するまたは認知する精度が上がったことと、それから軽微なものもいじめとしてしっかりと教育委員会に報告するというところが徹底した結果だと推測しております。

続いて、不登校についての報告でございます。

今月は新たに、小学校で1件、中学校・中等教育学校で2件の報告がありました。これにより、小学校では13件、中学校・中等教育学校では34件、合計47件、昨年度はこの時点で35件でございましたので、やはりこれもふえております。また、不登校の児童のうち、中学校・中等教育学校で1名が退学、5名が学校復帰となっております。

最後に、適応指導教室の利用者数でございます。

今月は、小学校で2名が正式入室となりました。これにより、小学校5年生女子児童1名、6年生男子児童1名、中学校3年生男子生徒2名、女子生徒3名の計7名となっております。

昨年時点では9名の在籍者がおりました体験入室につきましては、小学校5年生女子児童2名と、中学校1年女子生徒1名となっております。

報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

何かご質問がございましたら。それでは、よろしいですか。

(なし)

坂田教育長

引き続きまして、適性検査応募状況について、九段中等教育学校からの報告事項です。お願いします。

副参事(特命担当)

それでは、平成30年度の入学者決定応募状況についてのご説明をさせていただきます。

出願につきましては、先週の16、17日の2日間にわたりまして行ったところでございます。

今年度、A区分につきましては合計で151名、B区分については689名、トータルで840名ということでございます。数的には、昨年度と比べて若干減っておりますけれども、全体としては、平成28年度に比べれば若干ふえているという状況でございます。特にA区分のほうが少し減っているのですが、これはことし卒業する小学校6年生の数が少ないというようなことも1つの要因かと思えます。

このときに出願した方につきましては、2月3日土曜日に適性検査を行います。その結果を2月9日に発表し、入学手続を9日、10日の2日間にわたって行うという状況でございます。

説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

何かご意見、ご質問があればお願いいたします。

こういう実情でございます。これは、よろしいですかね。

金 丸 委 員	1点だけすみません。よくわかっていないからなのでしょうけれども、試験のやり方について、A区分もB区分も同じ試験ではなければいけないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。というのは、要するに九段中等の目的に合わせた、例えば自分がどうなりたいというような小論文テストみたいなもので採用するという方法も実はありかなというような気もするものですから。今回ではなくて、これから先の考え方はどんなものかなということで、ちょっとお考えを教えていただければと思います。
副参事（特命担当）	現在のところでは、入学を希望する方について、全員に同じ課題を出して採点をするという方式をとっております。 A区分について、例えば小論文を出していただくというようなことにつきましては、今後の検討課題ということにさせていただきたいというふうに思います。
坂田教育長	小論文に限らず、AとBで性格を分けるという手もある。 九段中等の設立の趣旨を踏まえて、もう一回整理する必要はあろうかと思えます。それは教育委員会の課題とさせていただきます。 ほかによろしいですか。 （な し）
坂田教育長	それでは、次に参ります。 図書館システムリプレースに伴う図書館の休館につきまして、ご報告をお願いします。
文化振興課長	図書館システムリプレースに伴う図書館の休館についてご報告させていただきます。 図書館では、平成20年度に現在の図書館システムを導入し、図書館サービスを提供しております。利用者の利便性の向上を図るため、ことし3月14日に図書館システムのリプレースを行うこととなっておりまして、現在準備を進めているところでございます。つきましては、図書館システムリプレース作業に伴いまして、3月4日から13日の間、2番に記載してございますが、図書館の全館を休館とさせていただきます。今回のリプレースでは、新システムへのデータ移行だけではなく、全ての機器の入れかえを同時に実施させていただくため、休館が長期間となりご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。 システムリプレースによる主な変更点としましては、3番に記載してございますが、ホームページを多言語化し、アクセシビリティへの対応として、音声読み上げ、文字の拡大ができるようになります。また、蔵書検索を行いますOPACという機械が図書館内にございますが、そちらのマイページの機能にお気に入りの本をリストアップすることが可能になります。また、ウェブ図書館では、スマートフォンやタブレット端末でも閲覧が可能となります。また、アクセシビリティへの対応として、文字の大きさや背景の色を変更することも可能になり、音声読み上げも可能となります。 なお、システムリプレース後も現状の図書貸出券は継続してご利用になれ

ます。

また、休館中も学校のほうへの司書派遣は継続して行いますので、図書館内に児童が入ることはできませんが、司書のほうにご要望をいただければ、蔵書のほうをご用意させていただきます。ただ、システムが使えないという事情もありますので、少しお時間をいただくことにはなると思いますが、事業等でご不便をおかけしませんよう、対応してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ということでございますが、よろしいでしょうか。

(な し)

坂田教育長

それでは、報告事項はこれで終わりにします。

他に特にないようでしたら、その他に入ります。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(2月5日号)掲載事項

坂田教育長

では、子ども総務課長から情報提供をお願いします。

子ども総務課長

それでは、教育委員会行事予定表でございます。

1月23日から3月2日までの教育委員会等の行事予定につきまして、一覧でこちらのほうに記載したものでございます。

あわせて、広報千代田(2月5日号)の掲載事項一覧でございます。

児童・家庭支援センター以降、生涯学習・スポーツ課、文化振興課等の行事等につきまして、2月5日に掲載の予定でございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

そういうことでございますので、またひとつよろしく願いいたします。

ほかに何か、この際ですからということで、教育委員さんを含めて。

大矢部長。

子ども部長

学童クラブについてですが、新井所長がいないものですから、ちょっと私から、急遽1件追加させていただきます。

坂田教育長

情報提供。

子ども部長

情報提供です。学童クラブについては、前に新井所長のほうから、ほぼ決まっていた開設案件がなくなってしまうという報告が上がったと思います。それで、プロポーザルはそれで一旦終わっています。ただ、4月1日にどうしてもこの麴町地域に学童クラブが欲しいということで、プロポーザルではなく、プロポーザルで既に会社とか何かは学識の人とか委員会のほうで、プロポーザル委員会で既に中身的には了解されている、その会社2つに対して、何とか4月に間に合わせたいので、プロポーザルという形ではない

けれども、どこか探してもらえないかということで、いろいろ探してもらっていました。そうした中で、麴町小学校からほど近い場所に物件が見つかったと。麴町小学校から麴町大通りに出た2件目のビルということで、名前が（仮称）麴町こどもクラブ、実施場所は麴町3丁目2の3、N1ビル2階、3階、最大受け入れ人数は50人。運営主体は、株式会社日本保育サービスということです。

現在仮契約は終わっています。オーナーとこの事業者の本契約がまだ終わっていませんので、まだ100%ではないのですが、ほぼほぼここで行けるだろうということで、4月1日ぎりぎり間に合いそうだということです、ご報告ということです。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

1つでもできると助かりますよね。ご苦労さまでした。

金丸委員

よろしいでしょうか。すみません、これは杉浦課長にお願いです。実は22日の日に麴町小学校で、幼稚園の年中から小学校3年生までを対象にした音楽会を開きました。新沢さんというNHKの昔子どもの歌を歌う番組で歌を歌ったような方で、自分で作詞作曲をやったりする方ですけど、その人を呼んで、一時限ずっと歌い続けてもらって、子どもたちも、幼稚園の園児も小学生も、全員その人のつくっている歌を知っているものだから、一緒に歌を歌うような形で続けたと思っているところですけども。これについての、先生方等の感想を聞いていただけると、実はこの事業を、教育委員会としてやるかどうかは別として、今、実はこれのお金を出したのは、私も所属している東京紀尾井町ロータリークラブというところですけども、月曜日に参加していた何人かの有力者の話では、これ自身は非常にいいから、続けられないかというような意見も出ています。といっても、1つのロータリークラブで、区全体ではできないので、例えば紀尾井町ロータリークラブの管轄でいけば、富士見と九段と番町あたりで、3年に1回ぐらいで回すことが可能かということ、多分ロータリークラブとしては考えるところだと思っているのですが。実際にやった結果について、客観的な評判をお聞きいただけると非常にありがたいなと思いますし、それが本当にいいものであれば、教育委員会として考える余地も出てくるだろう、このように思っております。

指導課長

そうすると、額賀校長先生ですね。

金丸委員

はい。

指導課長

連絡をとって、その辺の情報収集に努めたいと思います。

金丸委員

よろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかに何か、よろしいですか、ありませんか。

（なし）

坂田教育長

それでは、本日の教育委員会定例会はこれにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。